

〔事業概要・効果等〕

日本国憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

保護世帯数 127 世帯，保護者数 157 名，保護率 3.2‰（平成 28 年 1 月 1 日現在）

- ・生活保護扶助費（生活扶助 94,000，教育扶助 1,000，住宅扶助 34,100，医療扶助 174,000，介護扶助 10,000，出産扶助 1，生業扶助 800，葬祭扶助 800，施設事務費 8,000）

## ■介護福祉課

### ▼老人福祉総務費（3-1-4-01） 7,595（10,374）

〔一般財源：7,595〕

〔事業概要・効果等〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう各種事業を行う。

- ・理髪サービス事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 1,154
- ・介護用品支給事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 1,650
- ・市シルバー人材センター補助金 3,000

### ▼高年クラブ事業費（3-1-4-02） 4,529（2,306）

〔国県支出金：368 一般財源：4,161〕

※県補助金：老人クラブ補助金368

〔事業概要・効果等〕

単位高年クラブ及び高年クラブ連合会の活動に対し支援を行うことにより、高齢者の経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものにする。

- ・高年クラブ事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 2,523
- ・県老人クラブ連合会負担金（0.304円×50,091人+3,600円） 19
- ・高年クラブ連合会補助金（老連割・会員割193，ねんりんスポーツ大会送迎バス代49，高年クラブ芸能大会カラオカ貸与35） 277
- ・単位高年クラブ補助金（単位割24,000円×15クラブ，会員割1,500円×900人） 1,710



高年クラブの各種活動状況

### ▼老人保護措置費（3-1-4-03） 2,329（2,329）

〔その他：1 一般財源：2,328〕

※負担金：老人保護措置費用徴収金負担金1

〔事業概要・効果等〕

現在置かれている家族や住居の状況等の環境下では、在宅において生活することが困難であると認められる場合に、高齢者の尊厳を保持するため、関係機関との連携により保護措置を行う。

- ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員謝礼（6,000円×5人×1回） 30
- ・老人保護措置費（【養護老人ホーム】一般生活費50,210×12カ月，事務費135,826円×11カ月+146,571円×1カ月，介護保険加算2,445円×12カ月，冬季加算（11～3月）1,880円×5カ月，期末加算4,510円，被服費加算1,000円） 2,288

▼敬老事業費（3-1-4-04） 6,332（5,328）

〔一般財源：6,332〕

〔事業概要・効果等〕

高齢者に対し、敬老祝金を支給して敬老の意を表し、高齢者の福祉を増進する。

- ・敬老祝金（77歳：7,000円×456人，88歳：10,000円×196人，99歳以上：15,000円×62人） 6,082

▼在宅福祉・生活支援事業費（3-1-4-05） 18,887（19,336）

〔その他：18,887〕

※負担金：在宅福祉サービス事業利用者負担金864 繰入金：地域福祉基金繰入金18,023

〔事業概要・効果等〕

高齢者等が在宅での生活を維持していくために、各種支援事業を行う。

- ・在宅福祉サービス事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 3,424
- ・緊急通報システム電池交換業務委託料（3年に1度の機器点検及び電池交換） 591
- ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業委託料（7,128円×55人×2回×90%） 706
- ・ふれあい定期便事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 11,543
- ・緊急通報設置事業（非課税世帯75,146円×22人） 1,654
- ・高齢者通院通所交通費助成事業（55世帯×730円×2回×12カ月） 964

▼介護保険特別会計繰出金（3-1-4-06） 459,328（444,512）

〔国県支出金：3,910 一般財源：455,418〕

※国負担金：保険料軽減負担金2,607 県負担金：保険料軽減負担金1,303

〔事業概要・効果等〕

保険者（市）の介護保険給付費及び地域支援事業費の負担割合や総務費等の財源として特別会計に繰り出すもの。

- ・介護保険特別会計繰出金（介護給付費繰出金388,709，介護保険事務費繰出金54,685，地域支援事業費繰出金10,721，1号保険料軽減繰出金5,213） 459,328

## ■国保年金課

▼国民健康保険特別会計繰出金（3-1-1-79） 352,915（325,231）

〔国県支出金：150,982 一般財源 201,933〕

※国負担金：保険基盤安定負担金 42,533 県負担金：保険基盤安定負担金 108,449

〔事業概要・効果等〕

国民健康保険制度の安定した運営を図るため、国民健康保険特別会計へ繰り出すもの。

- ・国民健康保険基盤安定繰出金 201,311
  - …保険税軽減分 116,243（負担割合：県 3/4 市 1/4）
  - 保険者支援分 85,068（負担割合：国 1/2 県 1/4 市 1/4）

保険基盤安定制度は、被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図り、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度で、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険税軽減分と保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補填する保険者支援分がある。

- ・出産一時金等繰出金 16,800  
出産育児一時金の支給基準額（40万4千円（産科医療補償制度に加入している分娩機関での制度対象分娩の場合は上限42万円）の2/3に相当する額を繰り出すもの。
- ・財政安定化支援事業繰出金 12,425  
低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど、保険者の責めに帰することができない特別な事情に着目して繰出しが認められるもので、この費用は、国の財政措置が講じられている。
- ・職員給与等繰出金 71,211